



手当・助成など

手当

窓口 子ども福祉課 ☎433-7021

▶▶ 児童手当

出生日・転入日の翌日から15日以内に申請が必要です。

対象

中学校修了(15歳に達した日以降、最初の3月31日)までの子どもを養育しているかた(所得制限及び所得上限あり)

支給額(月額)

- 3歳未満(15,000円)
- 3歳以上小学校修了前(第1子、第2子10,000円、第3子以降15,000円)
- 中学生(10,000円)

* 所得制限を超えると、年齢に関係なく一律5,000円
所得上限を超えると、児童手当は支給できません

必要なもの

請求者の健康保険証の写し、請求者名義の預金通帳の写し、請求者・配偶者の個人番号確認書類、その他必要に応じて提出物あり

※父又は母のうち恒常的に収入が高い方(生計中心者)が請求者となります。

▶▶ 児童扶養手当

死別、離別など、下記の理由で父又は母と生計を同じくしていない児童を扶養しており、自立に向けて努力しているかたに児童扶養手当が支給されます。

対象

次の理由にあてはまる児童を扶養している母、父又は養育者

- 父母が婚姻を解消したとき

- 父又は母が死別したとき
- 父又は母に重度の障害があるとき
- 父又は母が1年以上生死不明のとき
- 父又は母が1年以上遺棄しているとき
- 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けるとき
- 父又は母が1年以上拘禁されているとき
- 母が未婚で出産したとき
- 父母がいるかいないかが明らかでないとき

内容

児童が18歳到達後、最初の3月31日までの支給です。(ただし、児童に中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで)なお、請求者または扶養義務者の所得が一定以上ある場合は支給できません。

医療費助成

窓口 子ども福祉課 ☎433-7021

▶▶ 子ども医療費助成制度

子どもが健康保険証を使って病院などにかかったときの費用の一部を、公費で助成するものです。(一部自己負担があります)

対象

健康保険に加入し、市内に住所のある0歳から18歳に達した日以後、最初の3月31日までの子ども(*所得制限なし)

必要なもの

子どもの健康保険証、申請者(保護者)・配偶者の個人番号が確認できる書類*1(マイナンバーカード等)、申請者の本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)

※1..子どもが未就学児の場合のみ必要です。

▶▶ ひとり親家庭医療費助成

対 象

18歳到達後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭(父子家庭、母子家庭等)の養育者とその児童(*所得制限あり)

内 容

- ・通院及び入院でかかった保険適用の医療費(児童のみ入院時食事療養費を含む)が対象となります。(入院時食事療養費については、別に還付申請が必要となります)
- ・大阪府内の医療機関にかかるときは、健康保険証とひとり親家庭医療証と一緒に医療機関の窓口で提示してください。医療費の助成が受けられます。(一部自己負担があります)
- ・大阪府外で医療機関にかかったときは、健康保険証の自己負担額を医療機関に支払い、後日ひとり親家庭医療の一部自己負担金との差額を還付申請をしてください。なお、健康保険の適用外の費用については、全額自己負担となります。(診断書代、薬のビン代、差額ベッド代など)

その他の給付金や支援制度

窓口 ▶ 子ども福祉課 ☎433-7021

▶▶ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

対 象

- ①母子家庭の母および児童
- ②父子家庭の父および児童
- ③寡婦など
- ④父母のいない児童(20歳未満)など

内 容

この貸付制度は大阪府の制度で、母子家庭の母・父子家庭の父や寡婦の方の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している子の福祉を増進するためのものであり、必要性、借受の意思等を確認したうえでお貸しする貸付金です。必ずご本人自身でご相談、申請などを行ってください。

資金の種類は、子どもが学校に入学する際の入学金授業料等に充てるための資金や母親本人が就労するために必要な知識技能を習得するための資金などがあります。資金の種類によって、貸付条件・必要種類が異なります。

▶▶ 自立支援教育訓練給付金

対 象

市内在住のひとり親家庭の父又は母で、次の3つの全ての要件を満たすかたが対象です。

- ①児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- ②就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練講座を受講することが適職に就くため必要と認められること
- ③過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと

内 容

雇用保険制度の教育訓練給付金事業の対象となる講座を受講した場合、受講後に講座受講料の6割相当額を支給する制度です。受講前の申請が必要です。所得が一定以上ある場合は支給されません。また、雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の受給資格がある場合は、上記の支給金額からそれぞれの給付金を差し引いた額を支給します。

高等職業訓練促進給付金

対 象

市内在住のひとり親家庭の父又は母で、次のすべての要件を満たすかたが対象です。

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- ② 修業年限1年以上の養成機関において一定の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれること(6か月以上の民間資格(デジタル分野などの雇用保険制度の教育訓練給付の対象講座)も期間限定で対象)
- ③ 就業または育児と修業の両立が困難であると認められること

内 容

ひとり親家庭の父又は母の就職に有利な資格の取得を促進し、生活の負担の軽減を図るため、受講期間の一定期間について、高等職業訓練促進給付金を支給します。必ず事前にご相談ください。

●支給対象となる資格の例

- 看護師(准看護師含む)
- 介護福祉士
- 保育士
- 理学療法士
- 作業療法士

JR通勤定期乗車券特別割引

対 象

児童扶養手当受給世帯

内 容

JR通勤定期乗車券が3割引になります。制度を利用しようとするかたは、あらかじめ子ども福祉課で「特定者資格証明書」を申請のうえ、通勤定期乗車券購入のたびに「特定者用定期乗車券購入証明書」の発行を受けてください。なお、「特定者資格証明書」の申請には写真(たて3cm・よこ2.5cm)と印鑑と児童扶養手当の証書が必要です。

母子・父子自立支援プログラム策定事業

対 象

児童扶養手当受給者で就労に対する意欲のあるひとり親家庭の母又は父(生活保護受給者は除く)

内 容

子ども福祉課とハローワークの担当者が協力して、ひとり親家庭の母又は父に予約制で個別の就労支援を行います。職業相談や職業紹介・資格取得の方法など個々の就労相談に応じた情報を提供します。(スキルアップの転職もご相談ください)